

○議長（伊達忠一君）

岡田直樹君。（岡田直樹君登壇、拍手）

○自由民主党の岡田直樹です。自由民主党・国民の声を代表して、安倍内閣総理大臣の施政方針演説について質問いたします。

とりわけ、本日、私は、日本国憲法をめぐる現状をどう認識し、その課題にどう対処すべきかという観点でお尋ねしたいと思っております。

使えなくなった一部の核実験場の廃棄に着手したかもしれませんが、主要な核施設などは査察もさせていないのではないのでしょうか。核実験やミサイル発射は一時中断していますが、既にその開発が一定水準に達したため小休止しているにすぎないようにも見えます。

そこで、北朝鮮の核の脅威を現時点でどう捉えているのか。また、二月末にも二度



目の米朝首脳会談がある見通しですが、朝鮮半島の非核化は具体的に進むのか。あるいは、米国が経済制裁を緩和して、なおかつ北朝鮮が核を持ち続けるおそれが相当あるのではないか。政府の認識と日本の対応について、総理の答弁を願います。

北朝鮮の憲法についても一言お尋ねします。二〇一六年六月に改められた朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法の前文は、先代の金正日総書記を称賛していわく、我が祖国を不敗の政治思想強国、核保有国、

無敵の軍事強国と変貌させ、社会主義強国建設の明るい大通路を切り開いた、こう明記しています。

こうした北朝鮮憲法の根幹を成す軍国主義は、日本国憲法の平和主義と到底相入れません。とりわけ問題なのは、自らを核保有国と宣言し、日本を始め周辺諸国を脅かしていることでもあります。北朝鮮がその憲法においてまで核保有国を自任することについて、日本政府の立場、見解はいかがでしょうか。総理に伺います。

一方、韓国はどうでしょうか。分断された民族の心情を察するとしても、文在寅政権の南北融和一辺倒とも言える政策を見れば、かえって周辺地域の安全保障を危うくするのではないかという懸念を覚えます。中韓関係においても同様のことが感じられます。日米同盟と米韓同盟は、その目的、性格

第一のテーマとして、安全保障環境について質問します。

平成元年は、天安門事件、ベルリンの壁崩壊、そして米ソ冷戦終結宣言という大事件が相次ぎ、冷戦からポスト冷戦へと転換した歴史的な年でありました。平成の時代、日本を取り巻く安全保障環境が改善するという期待もありましたが、現実はそのようではありませんでした。北朝鮮は、平成三年の朝鮮半島非核化に関する南北共同宣言を無視して、核実験の強行、弾道ミサイル発射を繰り返し、アジア太平洋地域の緊張をかつてないレベルにまで高めてきました。

昨年六月、史上初の米朝首脳会談が行われたこと自体には少なからぬ意義があったと思います。しかし、そこで再確認された朝鮮半島の完全な非核化に至る道筋はまだ不透明と言わざるを得ません。北朝鮮は、

を異にしてはいますが、相互に補充してアジア太平洋地域の要石となってきました。しかし、今、米韓同盟に亀裂が生じていると指摘する論者は少なくありません。その上に、旧朝鮮半島出身労働者の請求に対する韓国大法院判決の問題、韓国駆逐艦が海上自衛隊哨戒機に火器管制レーダーを照射した事件があり、一衣帯水の大切な隣国であるはずの韓国の日本に対する姿勢は全くもって不可解と言っほかありません。

韓国政府に断固たる態度で臨むことが必要であります。特にレーダー照射問題は、本来、日米韓の協力関係を支える柱として重要な日韓の防衛協力を困難にするものであり、デリケートな対応を迫られると感じます。日韓の諸問題に対する政府の見解、また打開策をどう考えておるのか、総理にお尋ねします。

なお、レーダー照射を行った韓国駆逐艦は北朝鮮の小型船舶に寄り添うようにしており、人道主義的な救助活動中であつたと主張していますが、その海域は石川県能登半島沖の我が国排他的経済水域、EEZの内側にあります。北朝鮮船舶の目的が密漁か、いわゆる瀬取りかはさておき、以前も私は代表質問で、日本海大和堆周辺における北朝鮮漁船の大規模な違法操業によって日本の漁業が身体の危険まで感じ、怒りの声を上げていることを伝えました。より強力で実効性ある手段で北朝鮮などの違法操業を取り締まっていたかどうか、総理の決意を伺います。

また、他国の違法操業から日本の排他的経済水域や漁業者を守ることは、本来海上保安庁や水産庁の任務でしょうが、今回のような自衛隊機の哨戒活動を嚴重にし、海保や水産庁と情報を共有し、連携して日本の海を守ることはあつてしかるべきと考えますが、総理の見解をお聞かせください。

また、中国の軍備増強にも歯止めが掛か

りません。尖閣列島周辺や沖ノ鳥島周辺の接続水域などで中国海警局の船や海洋調査船が何度も確認されています。我が国の主権を脅かす行為であり、断じて看過できません。中国は人工の島を建設し、領土、領海をめぐってフィリピンやベトナムとも対立しています。

総理にお伺いします。中国の太平洋進出の意図及びそのパワーとなる海軍力、空軍力の増強をどのように認識しているのでしょうか。尖閣列島や沖ノ鳥島の周辺での中国の行動についての認識、対応もお聞かせください。

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の平和主義の下、日米同盟を基軸に、国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保ってきました。しかし、今日の安全保障環境は、冷戦時代と同等か、それ以上に緊迫し、複雑化しております。私たちは、ここにこそ自衛隊の存在を憲法上揺るぎのないものとし、もって日本に対する侵害を未然に抑止する必要性があると考えています。

我が党の憲法改正推進本部では、現行の九条一項及び二項を堅持した上で自衛隊を明記することの意義を認める意見が多数を占め、新たに九条の二を追加する条文イメージ、たたき台素案を取りまとめました。

すなわち、九条の二では、前条の規定は、我が国の平和と独立、国と国民の安全の確保のために必要な自衛の措置をとることを妨げないとして、九条一項、二項及びその解釈を維持することを明確にした上で、そのための実力組織として自衛隊の保持について規定するとともに、内閣総理大臣を最高の指揮監督者とし、自衛隊の行動は国会の承認などの統制に服する旨を定め、シビリアンコントロールを明記することとしております。

党内の議論の中でも、九条をめぐっては様々な意見が交わされました。今申し上げ

たものは、あくまでも条文イメージとして両院の憲法審査会などで議論され、各党から十分な御意見もいただくためのたたき台と考えております。

図られてきたことは一定の評価ができます。しかしながら、例えば、首都直下型地震などにより、国会の会期中であっても物理的に国会が開かれず、立法機能が確保できない場合などに、現行の災害対策基本法では、災害緊急事態を布告して緊急政令を定めることはできないのではありませんか。この点について、山本防災担当大臣に伺います。



そして、より一層災害緊急事態法制の整備を図るべきではないかと考えますが、その必要性についても、山本大臣、お聞かせください。

その他、大規模災害による緊急事態についても、国会の機能ができるだけ維持されるようにしておくことが重要です。しかし、衆議院が解散されているとき、また参議院通常選挙の前やさなかに大災害が発生し、国政選挙が執行できない場合はどうでしょうか。国民の命や生活を守り、復旧復興を急ぐためには、迅速果敢な立法措置が必要ですが、そのためには国会が十分に機能せねばなりません。現行憲法にも、唯一の緊急事態条項として、五十四条に参議院の緊急集会の定めがありますが、最も厳しい想定をすれば、参議院の半数のみで緊急の立法を行わなければならない事態も考えられます。

第二のテーマとして、緊急事態対応に關連して質問します。
我が国は、常に大地震や津波の脅威にさらされており、特に南海トラフ地震や首都直下型地震などについて憂慮すべき予測がされております。万一の大規模な自然災害に備えて思い切った国土強靱化を進めるとともに、地方創生の観点からも、人口の地方分散や都市機能の移転などを政策的、重点的に図ることが求められます。総理の御所見並びに対応策を伺います。
次に、東日本大震災の教訓を踏まえた対応についてお聞きします。

災害対策基本法では、非常災害が発生し、その災害が国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような場合に災害緊急事態を布告できると定めていますが、当時の政権の下ではその布告は行われませんでした。そして、大震災の経験や反省を踏まえ、大規模な自然災害が発生した際、実質的、機動的に対処するため、災害対策基本法などを改正し、災害緊急事態への対応の拡充が

東日本大震災の際は、地方議員の任期は法律による延長で対処しました。しかし、国会議員の任期は憲法に明記されており、法律改正で変えることはできません。そして、大災害時の憲法改正など、およそ非現実的であります。あらかじめ憲法に、選挙実施が困難な場合における国会議員の任期

延長等を規定しておくことが必要と考えます。この論点は、国会における憲法論議の中で幾つもの党派から指摘されたところでもあります。

そこで、我が党の議論の中では、七十三条の二として、大地震など大規模災害により、国会による法律の制定を待つ時間的余裕がない特別な事情がある場合に限り、内閣が、国民の生命、身体、財産の保護のため、その制定後速やかに国会の承認を求め、その条件に政令を制定できるとする案、さらに、六十四条の二として、大規模災害により、衆議院総選挙や参議院通常選挙の適正な実施が困難な場合、国会は、各議院の出席議員の三分の二以上の特別多数でその任期の特例を定めることとできる案を条文イメージとしてまとめおるところであります。

党内議論では、海外の憲法を参考に、外部からの武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態も対象にすべきという意見もありました。しかしながら、緊急政令による内閣の立法権限の代替は、一時的とはいえ極めて抑制的でないならばならないという意見もあり、災害列島と言われる国情に照らして、大規模災害に対象を絞ったところであります。



第三のテーマとして、人口減少社会における選挙制度や地方自治体の在り方を質問します。

ある新聞の新年の連載記事の中で、人口減少を指して、静かに進む有事と表現した言葉が胸に響きました。まさに有事とも国難とも言うべき人口減少であるとともに、人口の偏在、偏りが更に大きな問題をもたらしています。東京圏の一都三県だけで全国のおよそ四分の一以上の人口を占める現状です。推計によれば、二〇四五年には日本の総人口は現在の八割程度まで減少しますが、大都市圏と地方との格差は更に拡大します。

かつての国土の均衡ある発展という言葉は、一時期ほとんど使われなくなりました。確かに、このスローガンは人口も経済も量的に拡大していった時代の象徴かもしれませんが、人口の減少や偏在が進む中、近年の政府の骨太の方針などで再び用いられるようになったこの言葉を再評価し、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を目指すべきであると考えます。

先ほど国土強靱化や地方創生についてもお尋ねしましたが、大都市と過疎地のバランスをどう考え、いかなる政策を講じていくのか、総理からは是非ぬくもりのある答弁をいただきたいと思えます。

人口の減少と偏在は、民主主義の根幹を成す選挙制度にも大きな影響を及ぼします。衆議院選挙では、衆議院議員選挙区画定審議会設置法により、直近の国勢調査に基づき小選挙区の改定が行われますが、人口比が追求されてきたことで、大都市では自治体が細分化され、住民が戸惑うような複雑で変形した小選挙区が生じたり、逆に地方では多数の自治体にまたがる広大な小選挙区ができるなど、有権者の意思の適切な集約や反映が困難となりかねないところが数多く見受けられます。

そこで、行政区画が切り分けられて人工

的な選挙区ができたり政治に対するアクセスの機会が減少したりすることにより、有権者の国政参加意欲が損なわれかねない状況などをどのように認識しているのか。小選挙区の区割り法は内閣提出の法律でありますので、あえて総理の認識を伺いたいと思います。

平成二十九年九月に出された参議院選挙での一票の較差についての最高裁判決では、二十七年改正公職選挙法に基づき行われた参議院選挙は合憲とされました。その中で特に注目すべきは、最高裁が、選挙制度の仕組みとして、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体は否定されないとしたことであります。

我が国の地方自治制度は、基礎的地方公共団体である市町村と、それを包括する広域的地方公共団体である都道府県の二層制を取っております。しかし、人口減少と人口偏在が著しいところ、小規模な市町村独自の力によっては、あるいは市町村間の広域連携によってもなお行政事務を処理することが困難なケースも増えています。このため、都道府県が市町村の行政事務を代行できるように地方自治法も改正されました。地方自治を守るためにも、現実的な分権改革を進めていくためにも、都道府県の持つ意義は従来にも増して重要になっていると考えます。

そこで、これまでの都道府県制度をどのように評価するか、さらに、広域的地方公共団体としての都道府県が今後果たすべき役割をどのように考えているのか、総理の認識をお聞かせください。

平成二十八年参議院選挙では、一票の較差の縮小のため四県二合区が導入されました。しかしながら、一たび合区による選挙が執行されるや、地域住民の不平等感はそのほか大きく、合区対象県では投票率が低

下するなど、国政参加や民意集約の面で問題点が浮き彫りになりました。全国知事会など地方六団体においても、早急な合区解消を求める決議が再三行われております。

以上述べてきた衆参両院の選挙区をめぐる問題は、代表民主制の在り方として、人口のみを尺度としてよいのか、地域の持つ意味に目を向ける必要はないのか、あるいは絶対的な条件不利地域からは一人の代表も出せなくてもよいのかという根源的かつ現代的な問題が、我々立法府、国会に突き付けられているのです。

そこで、我が党がまとめた条文イメージでは、四十七条において、両議院議員の選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して定めるとした上で、さらに、参議院議員の選挙区について、広域的地方公共団体である都道府県を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区で少なくとも一人を選挙できるように規定しております。

他方、選挙区の基盤ともなる市町村と都道府県については、分権型社会の在り方も念頭に置きながら、憲法に明記して地方自治の強化につなげるため、九十二条に、地方公共団体は、基礎的地方公共団体と、これを包括する広域的地方公共団体を基本とする旨を追加しております。

第四のテーマとして、教育の充実について質問します。

教育は、国民の一人一人の自己実現に向けた大切な権利であります。そして、今日、世界規模で経済構造や社会構造が変化し複雑化していることに伴い、身に付けるべき知識や技術も高度化、複雑化し、国民の知の基盤となる高等教育の重要性はますます大きくなっています。しかも、高等教育を受けたことと所得の間に相関関係が見られることから、教育による格差の固定化も指摘されています。格差が固定化され、ダイ



旨の規定を追加しております。

あわせて、憲法八十九条にある公の支配が及ばない慈善、教育という文言について、これが私学助成を禁ずるものではないという憲法解釈が定着しているとはいえ、公の支配という文言は適当ではなく、私立学校の建学の精神とも相入れないことから、これを公の監督と改めることも提案したところであります。

ナミズムを失った社会に未来はないと思います。

この点について、総理はどのようにお考えでしょうか。

あわせて、幼児教育についても、近年、その重要性から、諸外国では様々な無償化の取組が進められています。総理は施政方針演説で幼児教育の無償化という七十年ぶりの大改革を進めると決意を示されましたが、改めて、現代において幼児教育が果たすべき役割、重要性についても伺います。

私ども自民党では、情報化やグローバル化など急速な進展に対応するためにも、国家百年の計である教育の重要性については、国の理念として国民の共通理解を図ることが重要と考えました。また、現行憲法二十六条には、教育を受ける権利が規定されているものの、教育の理念や義務教育の無償化以外には国の責務に関する記述がないことから、条文イメージでは、二十六条三項として、教育が国民一人一人の人格の形成を目指し、その幸福追求に欠くことができず、国の未来を切り開く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、経済的理由にかかわらず教育を受ける機会の確保を含め、国が教育環境の整備に努めるべき

最後に、憲法論議の在り方について申し上げます。

日本国憲法は前文及び第一条で国民主権の原理を宣言しておりますが、憲法を制定する権利は国民にあり、そしてこの権利は憲法制定後には憲法改正権へと転化して、主権者国民が持ち続けます。

最高法規である憲法を自らの意思で定め、また改める、これが国民主権の根本的な意義であり、憲法改正の主人公はもちろん国民であります。その手続法である憲法改正国民投票法が憲法制定から六十年もの間、存在すらしなかったことは、長年にわたって国民の最大の権利を損なってきたと申し、て過言ではないでしょう。

アメリカ独立宣言を起草した第三代会衆国大統領トマス・ジェファソンは、いかなる社会といえども不朽不滅の憲法を定めることはできないという言葉を残しました。彼の石碑には、私は法律や憲法を頻繁に変えることを提唱しているわけではない、けれども、法律や制度は人間の精神の進歩と手を携えて変わらねばならないのだという自らの文章が刻まれています。

日本国憲法の制定から七十年余りがたちました。制定の経緯について様々な意見や

批判があるのも事実ですが、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、こうした日本国憲法の原則が深く定着しております。憲法の原則を尊重し、擁護していくことは当然です。しかしながら、時代は変化し、現代的な、あるいは将来的な要請が様々に現れてまいります。近代立憲主義を尊重すると同時に、憲法の現代的発展というものも視野に入れて間断なく憲法論議を重ね、国民の生命、自由、幸福追求といった価値を実現するため、状況に応じて改めるべきものは改め、加えるべきものは加える必要があると信じます。

憲法それ自体によって憲法改正の発議機関と定められた国会の使命は、誠に重大であります。各党がそれぞれの憲法に関する考え方を述べ合い、国会の両院に常設された憲法審査会で充実した憲法論議が行われることを望み、私の質問を終えたいと存じます。

御清聴、誠にありがとうございました。

(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○岡田直樹議員にお答えをいたします。

北朝鮮は、核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全、検証可能、不可逆的な方法での廃棄は行っており、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は見られません。

昨年六月の歴史的な米朝首脳会談で、米朝首脳が朝鮮半島の非核化に合意し、共同声明に署名した意義は大きいものと考えます。重要なことは、米朝首脳間の合意が完全かつ迅速に履行されるよう後押しすることです。

我が国として、北朝鮮を核保有国として認めることは決してありません。

二月末に予定される第二回米朝首脳会談に向け、日米、日米韓で緊密に連携し、中国、ロシアを始めとする国際社会と協力しながら、引き続き、朝鮮半島の完全な非核化を目指してまいります。

日韓関係に関するお尋ねがありました。

旧朝鮮半島出身労働者の問題を始め、これまで日韓両国が築き上げてきた関係の前提すら否定するような動きが続いていることは大変遺憾です。政府としては、国際法に基づき毅然として対応していく考えです。

日韓関係は、現在、大変厳しい状況であります。我が国の一貫した立場に基づき、主張すべきは主張し、韓国側に適切な対応を強く求めていきます。

また、韓国軍艦によるレーダー照射事案等については、専門的、技術的観点から防衛当局間で協議が行われたところであり、この事案等に関する認識及び今後の対応については、これまで岩屋防衛大臣や防衛省が累次明らかにしているとおります。

日本海大和堆周辺での北朝鮮等による違法操業対策についてお尋ねがありました。

日本海大和堆周辺の我が国排他的経済水域における北朝鮮漁船等による操業は、違法であるのみならず、我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっており、極めて問題があると考えています。

このため、我が国漁業者が安全に操業できる状況を確認することを第一に、水産庁漁業取締り船及び海上保安庁巡視船を重点的に配備し、放水等の厳しい対応によって我が国排他的経済水域から退去させています。

現時点でこのような対応は効果を発揮しているとお認しており、今後とも、政府として、我が国排他的経済水域内での外国漁船による違法操業の防止のため、毅然と対応してまいります。

他国による違法操業と自衛隊の役割につ

いてお尋ねがありました。

外国漁船による違法操業に対しては、水産庁と海上保安庁が連携して対処していますが、自衛隊も、警戒監視活動で得られた情報を海上保安庁等に適時適切に提供するなど、平素からその能力を生かして関係機関と緊密に協力しています。

また、不測の事態に対しても政府機関を挙げて対処をできるよう、共同訓練を通じて自衛隊と海上保安庁との連携強化を図るなど、いかなるときにも国民の生命、財産を守るべく万全の体制を整えてまいります。中国の軍事力や海洋進出の動向についてお尋ねがありました。

中国は、東シナ海のみならず、太平洋や日本海の海空域においても軍事活動を拡大、活発化させており、特に太平洋への進出は近年高い頻度で行われ、その経路や部隊構成が多様化しています。こうした活動は、一般論として申し上げれば、海洋における運用能力の向上やプレゼンスを目的としたものと指摘があります。

このような中国の軍事動向等については、国防政策や軍事力の不透明性と相まって、我が国を含む国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後強い関心を持って注視する必要があると考えています。

また、我が国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、我が国の強い抗議にもかかわらず、公船による断続的な領海侵入や海軍艦艇による恒常的な活動が行われており、沖ノ鳥島周辺の我が国排他的経済水域においては、中国海洋調査船が我が国の同意を得ずに科学的調査と見られる活動を行ったことも確認されています。

政府としては、引き続き、冷静かつ毅然とした対応を継続し、万全を期してまいります。

同時に、日中両国は、地域の平和と繁栄に大きな責任を共有しており、昨春秋の訪

中の際には、習近平主席との間で互いに脅威とならないことを確認しました。また、昨年、李克強総理との間で、十年來の懸案であった海空連絡メカニズムにも合意しました。完全に正常な軌道へと戻った日中関係を新たな段階へと押し上げていく考えです。

人口の地方分散や都市機能の移転についてお尋ねがありました。

岡田議員御指摘のとおり、災害リスクの軽減や地域経済の活性化の観点からは、東京への過度な一極集中を是正することが必要です。

このため、現在、文化庁の京都移転のほか、研究機関、研修機関など政府関係機関の地方移転を進めるとともに、東京に集中している民間企業の本社機能の地方移転を税制などにより支援しています。

これに加え、本年四月から、東京から地方へ移住し、起業、就業する際には最大三百万円を支給する新しい制度をスタートし、地方への人の流れを太くしていく考えです。全国津々浦々、魅力あふれる地方創生を進めていくために、引き続き、人口の地方分散、都市機能の移転などに取り組んでまいります。

大都市と地方のバランスについてお尋ねがありました。

国土の均衡ある発展は、全国総合開発計画を貫く基本理念でありました。戦後の経済成長や人口増加の下、産業立地政策や鉄道、道路、港湾等の交通ネットワークの整備を全国で展開してまいりました。本格的な人口減少社会を迎えている今、各地域の個性を生かした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を目指す必要があります。

このため、我が国の活力の源泉となる大都市については、世界に直結し、世界から直接成長の息吹を取り込むとともに、自動

運転、人工知能など、ソサエティー五・〇の革新的技術を実装した世界最先端の都市再生を進めてまいります。

また、地方には、豊かな自然、特色あるふるさと名物、地場企業のオンリーワンの技術力、固有の歴史、文化、伝統など、魅力ある観光資源にもなり得る様々な強みがあります。その地方ならではの魅力を最大限に引き出す。そのため、一千億円規模の地方創生推進交付金や国際観光旅客税などを活用することにより、全力で後押ししてまいります。

このように、大都市、地方それぞれの特性を的確に踏まえながら、バランスのある国土づくりを進めることが重要であると考えています。

衆議院小選挙区の区割りについてお尋ねがありました。

選挙制度に関する問題は、民主主義の根幹に関わる重要な課題であることから、国会において、国民の代表たる国会議員が真摯に議論を行うことが重要です。

衆議院小選挙区の区割りをを行うに当たっては、現在、議員立法により成立した衆議院選挙制度改革関連法に基づいて、選挙区間の較差を二倍未満とすることとされているほか、地勢、交通等の事情も総合的に考慮して合理的に行うこととされており、現在の区割りは、衆議院議員選挙区画定審議会においてこうした基準を踏まえて十分な検討が行われた上で、その勧告に基づき改定がなされたものと認識しております。

なお、現行の区割りについて、有権者の国政参加意欲に関する御指摘がありました。が、政府として、区割り改定の趣旨や内容について、今後有権者の方々への周知を図ってまいります。

都道府県制度についてお尋ねがありました。

我が国は、今後、急速な少子高齢化、深刻

な人口減少により、二〇四〇年頃には六十五歳以上の人口がピークを迎えるなど、歴史上経験したことのない事態に直面することになります。

都道府県は、広域の地方公共団体として、広域事務、連絡調整事務及び補完事務を処理し、住民福祉の増進を図るため相当の機能を担っていますが、今後、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供する観点から、市町村間の広域連携が困難な地域で補完機能を発揮するなど、都道府県が果たすべき役割の重要性は増していくことになるものと考えています。

高等教育の充実と幼児教育の重要性についてお尋ねがありました。

高等教育は国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力であることから、高等教育へのアクセス機会の確保、教育機関の質の向上などの改革に取り組む必要があります。

また、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲あれば大学等に行くことができるようにすることで、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐ必要があります。

このため、真に支援が必要な子供たちの高等教育を無償化し、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給できるように、今国会に関連法案を提出することとしています。

あわせて、社会で活躍できる人材を育成するため、多様な教員の登用や、大学に学位の取得状況や卒業後の状況の公表を義務付けるなど、教育研究の質の向上を図る高等教育改革を推進してまいります。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしており、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進するため、本年十月から、三歳から五歳までの全ての子供たちの幼児教育を無償化いたします。

また、質の高い幼児教育を提供するため、昨年四月から、健康な心と体、思考力の芽生えなど、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にした新しい幼稚園教育要領に基づき教育活動を展開しており、そのために必要な推進体制の整備に向けた取組を充実してまいります。

子供たちこそ、国の未来そのものであります。こうした取組を通じて、子供たちの誰もが自らの意欲と努力によって明るい未来をつかみ取ることができる社会をつくり上げることが目指してまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。

(拍手)

〔国務大臣山本順三君登壇、拍手〕

○岡田直樹議員にお答えをいたします。

岡田議員より、まずは、緊急政令は国会が開会中には制定できないかについて御質問をいただきました。

災害対策基本法第九十九条において、緊急政令は、「国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないとき」としていることから、国会が開会中には制定できません。

この理由としては、例えば、供給不足となった生活必需品の配給などは本来法律で決めるべきところ、そういう法律がない場合、これを補完する最低限度の措置として、憲法に違反しない範囲内で設けた特例が緊急政令であり、国会との関係でもあくまでも慎重な手続を必要とするためであります。次に、災害緊急事態法制の整備の必要性について御質問いただきました。

災害緊急事態に際しては、国民の生命、財産を守るため、政府全体として総合力を発揮して対処することが重要です。このため、政府としては、災害緊急事態に対処す

るための制度及び体制の整備を行っており、時々の情勢に応じ、その充実に努めております。

大規模災害が発生した際には、災害対策基本法などに基づき、避難指示等の災害応急対策や災害復旧などに取り組むこととなりますが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急災害対策本部設置の要件を緩和、東日本大震災の教訓を踏まえ、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するため、対処方針の作成、閣議決定を義務付けなどの法改正を行い、所要の見直しを適時に行ってまいりました。

政府としては、今後とも、災害緊急事態法制の在り方について不断の見直しを行っていくとともに、いかなる事態にあっても、国民の生命、財産、そして幸せな暮らしを守るため、万全を期してまいります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君)

これにて質疑は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会